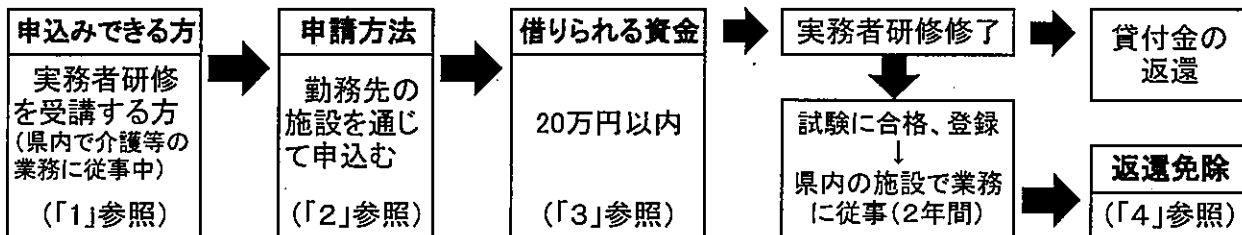


実務者研修受講資金貸付のご案内

— 資格を取得して、和歌山県内の施設で2年間従事すると、貸付金の返還は免除です。—



介護福祉士実務者研修を受講するための資金を貸し付ける制度です。
 実務者研修を修了後、介護福祉士として、和歌山県内の社会福祉施設などで介護等の業務(以下「対象業務」という。)に、引き続き2年従事した場合、返還が免除されます。

1 貸付けの対象となる方

次のいずれにも該当する方

- ① 実務者研修を受講し、研修修了後、介護福祉士として対象業務に従事する意思がある方
 ※ 実務者研修の受講開始が平成28年3月31日以前の場合は対象外です。
 ※ 借入申込みの時点で、既に実務者研修を修了している場合は対象外です。
- ② 和歌山県内の施設・事業所で介護業務に従事している方

2 借入申込手続き

介護業務に従事している施設・事業所を通じて申し込んでください。(当該施設等の長の推薦が必要です。)

<募集期間> 平成28年7月6日～7月29日 (県社協締切 8月8日)
 <募集人数> 100名程度

※ 貸付審査等がありますので、すべての方に貸付けを行えるわけではありません。

3 貸付限度額

200,000円 以内 (一回限り)

4 返還免除

(1) 次のすべての要件を満たすと、返還は免除されます。

- ① 実務者研修修了の日から1年以内に介護福祉士として登録
 ※ ただし、介護福祉士国家試験に合格できなかった場合等は「実務者研修の修了年度の翌々年度の国家試験に合格した日から1年以内」が期限となります。
 ※ 実務者研修を修了した日において介護業務に従事する期間が3年に達していない場合は、「介護業務に従事する期間が3年に達した日から1年以内」が期限となります。
- ② 和歌山県内の社会福祉施設などで介護の業務に2年間従事
 ※ 従事期間は、介護福祉士の登録日と対象業務に従事した日のいずれか遅い日の属する月から算定します。
 ※ 実務者研修を修了せず受講を辞めた、実務者研修修了後に対象業務に従事しない、または従事期間が2年に満たないで退職する場合などは返還免除になりません。
 ※ 従事期間が2年に満たない場合でも、返還の一部が免除される場合があります。

(2) 上記4の(1)の要件に該当しない場合は、貸付金を返還していただきます。

◆ 貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、貸付金を返還していただきます。

- ① 貸付契約が解除されたとき
- ② 実務者研修を修了した日(その時点で介護業務の実務経験が3年に達していない場合は、当該実務経験が3年に達した日)から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、または和歌山県内において介護福祉士として対象業務に従事しなかったとき
- ③ 和歌山県内において介護福祉士として対象業務に従事する意思がなくなったとき
- ④ 対象業務以外の事由により死亡し、または心身の故障により和歌山県内において対象業務に従事できなくなったとき

5 その他、条件等

貸付利子は、無利子です。 ※ ただし、返還計画より遅れると延滞利子(年5%)がかかります。

借入申込みにあたり、連帯保証人が必要です(要件等は次のとおり)。

- ・ 借入申込者の資格取得及び就労継続を支援する熱意を有すること
- ・ 借入申込者が未成年者の場合は、連帯保証人は法定代理人(親権者または未成年後見人)であること

6 借入申込みに必要な書類

以下の書類を、封筒に入れて、勤務先の施設・事業所に提出してください。

申 込 者	1	借入申込書(様式1-2)
	2	同意書(様式2)
	3	実務者研修受講予定証明書(様式5)
	4	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要)
	5	所得証明書(借入申込者が属する世帯の生計中心者のもの)
連 帯 保 証 人	6	同意書(様式2)
	7	住民票(世帯全員、記載事項省略なし。個人番号不要)
	8	所得証明書

※ これら以外にも、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

◆ 問合せ先

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会 総務・資金部 生活資金班 TEL 073-435-5223
〒640-8545 和歌山市手平二丁目1-2 和歌山ビッグ愛7階